

正
本

2025年10月11日

東京地方裁判所民事部 御中
原告 井上祐維
被告 国

原告訴訟代理人

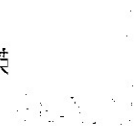
弁護士 井 桁 大 介



同 吉 田 京 子



同 韓 泰 英



証拠説明書 (1)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。



号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
甲1	陳述書	原本	2025年10月11日	原告井上祐維
	原告の転居及び住民登録の状況と訴訟提起に至る経緯など。			
甲2	住民票（除票）	写し	2025年9月16日	東京都港区長
	井上氏が、2022年3月16日に東京都港区に対して同月9日付での転入の届出をしたこと、同日から2025年1月11日まで東京都港区内に居住していたこと、同月15日に東京都港区に対して同月11日付での転出の届出をしたこと。			
甲3	住民票（除票）	写し	2025年9月24日	東京都豊島区長
	井上氏が、2025年1月17日に東京都豊島区に対して同月11日付での転入の届出をしたこと、同日から同年4月12日まで東京都豊島区内に居住していたこと、同月20日に東京都港区に対して同月12日付での転出の届出をしたこと。			
甲4	住民票	写し	2025年8月31日	京都市中京区長
	井上氏が、2025年4月22日に京都市中京区に対して同月12日付での転入の届出をしたこと、同日から同年7月2日（第27回参议院議員通常選挙に係る選挙時登録の基準日）まで京都市中京区内に居住していたこと。			
甲5	「市町村の現場から寄せられた選挙管理の実務に関するQ&A - 令和6年版 -」15頁	写し	2024年10月4日	一般社団法人選挙制度実務研究会
	各市町村選挙管理委員会は、二重登録者を把握し、表示登録者のうち実際に投票を認める人とそうでない人を把握するために、相互に情報を共有していること。			
甲6	閣議及び閣僚懇談会議事録	写し	2025年6月24日	内閣官房
	内閣が、2025年6月24日に、第27回参议院議員通常選挙を同年7月20日に執行し、同月3日付けの官報をもって公示することを決定したこと。			

甲7	東京都住民基本台帳人口移動報告（令和6年） - 結果のポイント -	写し	2025年	東京都
2024年において、年間39万人もの日本人が、東京都内で区市町村をまたぐ転居をしたこと。				
甲8	第192回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議事録第3号平成28年11月15日	写し	2016年11月15日	国立印刷局
公選法9条3項改正時の審議経過。特に、政府委員の国会答弁によれば、3か月要件は、地方選挙には住所要件が課されており、国政選挙にはこれがないのに、両者を一つの名簿で管理するために採用されていること。				
甲9	第190回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議事録第2号平成28年1月20日	写し	2016年1月20日	国立印刷局
公選法21条2項立法時の審議経過。				
甲10	第190回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議事録第2号平成28年1月27日	写し	2016年1月27日	国立印刷局
同上。				
甲11	投票環境の向上方策等に関する研究会 報告	写し	2016年8月10日	総務省自治行政局
総務省では、2014年5月12日以降、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について研究・検討を行う「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催していたこと、2016年8月10日には、住民基本台帳ネットワークシステムにより、住所を移した回数にかかわらず、都道府県の区域内に住所を有し続けている事実は確認可能である（現状においても、多数の都道府県において、選挙が行われる際には土日も含め住基ネットを稼働し、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証する引続証明書の交付事務等に活用している）ことから、同一都道府県内に住所を有し続けている者については、住所移転の回数により区別する必要はなく、有権者それぞれの住所移転の状況が異なる現状に対応するために、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を認めることが適当である旨の見解を示していたこと。				